

24 西 審 国 第 7 号
平成 25 年 1 月 31 日

西東京市長 坂口 光治 殿

西東京市国民健康保険運営協議会
会長 清 水 文 子

諮問第 1 号に対する答申書

平成 24 年 11 月 21 日付けで諮問のあった下記事項について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 諮問事項

平成 25 年度 国民健康保険料の見直し

2 答申事項

(1) 結論に至った考え方

平成 24 年度の保険料改定において、国民健康保険加入者数の停滞、課税所得金額の微減、療養給付費の増加などについて、慎重に検討、協議した結果、保険料の改定が必要であるとの結論に至ったところである。

一般会計からの「その他繰入金」も平成 24 年度では 24 億円と年々増加傾向にあり、厳しさを増す市財政を圧迫する結果となっている。

国民健康保険特別会計は、一般会計からの法定外繰入金によって事業運営の安定を保っているが、当協議会では、国民健康保険加入者以外の市民との負担の公平性の観点から法定外繰入金は一定の枠内で運用すべきであり、これまでも、不足財源は、加入者が負担する保険料と国庫負担金などの公費で賄うという原則により保険料の見直しを図ってきた。

平成 24 年度も社会情勢に依然回復の兆しが見えず、平成 25 年度も厳しい保険財政運営を余儀なくされるとともに、被保険者の高齢化、医療の高度化等により療養給付費は増加しており、財源の不足が避けられない状況である。

平成 25 年度における国民健康保険の収支バランス推計から、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額において、現行の保険料率では賄うことができず財源不足が見込まれることから、料率等の検討を重ねた結果、料率及び賦課限度額を上げるとの結論に至った。

(2) 結論

基礎賦課額

所得割 据置 (100 分の 5.41)

被保険者均等割 据置 (19,800 円)

世帯平等割 据置 (11,800 円)

賦課限度額 50 万円から 51 万円

後期高齢者支援金等賦課額

所得割 100 分の 1.22 から 100 分の 1.68

被保険者均等割 据置 (6,500 円)

賦課限度額 13 万円から 14 万円

介護納付金賦課額

所得割 据置 (100 分の 1.64)

被保険者均等割 据置 (14,300 円)

賦課限度額 10 万円から 12 万円

「付帯意見」

- 1 国では、市町村国保の都道府県単位の共同事業である保険財政共同安定化事業について、対象医療費を平成 27 年度から全医療費に拡大する。現在レセプト 1 件あたり 30 万円超となっている対象医療費を 1 円以上とすることで、財政運営の都道府県単位化を図るもので、今後、都道府県単位の運営に向けて、東京都が策定する広域化等支援方針に沿って保険料の賦課方式や料率等の見直しが必要となる。都道府県単位での財政運営が図られるとなれば、2 方式 (所得割、均等割) への移行が急務となる。したがって、被保険者への影響を十分に配慮しながら世帯平等割の見直しを行うこと。なお、被保険者の理解が得られるように事前に周知を図ること。
- 2 「健康都市宣言」を行った市にふさわしいよう、引き続き健康への市民の関心を高めながら健康づくりに関連する事業の充実を図るとともに、平成 25 年度から始まる特定健康診査等実施計画の第 2 期計画期間に掲げる目標達成に向けて、更なる受診率の向上に努力していただきたい。また、ジェネリック医薬品利用差額通知の発行など医療費の縮減に向けた取組を継続し、国保財政の健全化を図ること。なお、負担の公平性の観点からも保険料徴収率の向上を図ること。
- 3 年金、医療、介護、少子化対策の将来像や課題を検討する社会保障制度改革国民会議の議論を注視しつつ、現在一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況である国保財政への負担縮減や低所得者をはじめとした被保険者の負担軽減を図るために国・東京都へ補助金の増額及び更なる財政基盤強化に繋がる財源構成を含めた保険制度の抜本的な見直しを要望すべきである。